



2023年6月29日

各 位

会 社 名 株式会社TBSホールディングス
代表者名 代表取締役社長 佐々木 卓
(コード：9401 東証プライム)
問合せ先 総務局コーポレート業務推進部長 石井 明夫
(TEL 03-3746-1111)

当社の一部子会社における株式報酬制度の導入に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の一部子会社（以下「対象子会社」といいます。）の取締役に対する株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2023年7月21日（金）
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 62,500 株
(3) 処 分 価 額	1株につき 2,602.5 円
(4) 処 分 総 額	162,656,250 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

今般、対象子会社各社は、対象子会社の取締役（以下「子会社取締役」といいます。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社とその子会社から成るTBSグループ（以下「TBSグループ」といいます。）の株主価値の最大化を目指し、TBSグループの企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、インセンティブを与えることを目的として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入について各社の株主総会に上程し、承認決議されました。

本制度の概要につきましては、2023年6月29日付の当社の有価証券届出書をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定される信託（以下「本信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に

対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し対象子会社各社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中の子会社取締役の役位及び構成推移等を勘案のうえ、子会社取締役に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2023年3月31日現在の発行済株式総数171,591,065株に対し、0.04%（2023年3月31日現在の総議決権個数1,682,916個に対する割合0.04%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。当社としましては、本制度は子会社取締役の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社グループの企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

なお、本自己株式処分と並行してなされる本日付開示書類「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」記載の、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員を対象に新たに譲渡制限付株式を付与することを目的とした自己株式処分100,322株を合計した場合でも、その希薄化の規模は、2023年3月31日現在の発行済株式総数171,591,065株に対し、0.09%（2023年3月31日現在の総議決権個数1,682,916個に対する割合0.10%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。当社としましては、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は、同日になされる他の自己株式処分の影響を併せて考慮しても合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	子会社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員並びに当社子会社及び当社子会社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2023年7月21日（金）
信託の期間	2023年7月21日（金）～2028年8月31日（木）（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2023年6月28日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である2,602.5円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（2023年5月29日～2023年6月28日）の終値平均2,399円（円未満切捨て）からの乖離率が8.48%、直近3ヵ月間（2023年3月29日～2023年6月28日）の終値平均2,171円（円未満切捨て）からの乖離率が19.88%、あるいは直近6ヵ月間（2022年12月29日～2023年6月28日）の終値平均1,914円（円未満切捨て）からの乖離率が

35.97%となっております（乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえ、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、監査役全員（5名、うち3名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上